

住宅宿泊事業（民泊）の手引

～ 住宅宿泊事業を始められる方へ ～



豊橋市
Toyohashi City

目次

1 住宅宿泊事業とは	4
(1) 住宅宿泊事業とは	
(2) 住宅宿泊事業の届出について	
2 届出をする前に確認すべき事項	5
(1) 住宅の登記事項証明書を確認しましょう	
(2) 届出住宅を転貸することが認められているか確認しましょう	
(3) マンションの場合、管理規約等で禁止されていないか確認しましょう	
(4) 届出住宅の設備を確認しましょう	
(5) 居住要件を確認しましょう	
(6) 宿泊者に対する安全措置を確認しましょう	
(7) 届出者が宿泊者の宿泊中は届出住宅内に居住できるか確認しましょう	
(8) 他法令の規制を確認しましょう	
(9) 宿泊事業者が守らなければならないことを確認しましょう	
3 届出について	9
(1) 届出書の作成	
(2) 届出の方法	
(3) 届出事項（届出書）とその考え方	
(4) 添付書類	
(5) 添付書類に関する注意事項等	
4 届出に関連して実施することが望ましい事項	19
周辺住民に対する事前説明	

5 宿泊事業者が守らなければならないこと（主な事項） 20

- (1) 日数制限
- (2) 宿泊者に対する衛生確保措置
- (3) 宿泊者の安全の確保
- (4) 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保
- (5) 宿泊者名簿の備え付け等
- (6) 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明
- (7) 周辺地域の住民からの苦情等への対応
- (8) 住宅宿泊管理業務の委託
- (9) 宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託
- (10) 標識の掲示
- (11) 定期報告

6 届出や事業開始に当たっての問い合わせ先等 28

- (1) 民泊制度コールセンター（国）
- (2) 民泊制度ポータルサイト（国）
- (3) 問い合わせ先
- (4) その他

（参考資料）

- ・住宅宿泊事業届出チェックシート 30
- ・住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト 32

この手引について

- この手引は、豊橋市内において住宅宿泊事業を営もうとされる方を対象としています。
- この手引は、あくまでもポイントを御紹介するものです。したがって、住宅宿泊事業を始めようとする方は、関係法令を十分に御理解いただく必要があります。

【参照しておくべき主な関係法令、資料等】

- 住宅宿泊事業法
- 住宅宿泊事業法施行令
- 住宅宿泊事業法施行規則
- 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則
- 厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則
- 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)(厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省土地・建設産業局、国土交通省住宅局、国土交通省観光庁)
- 民泊の安全措置の手引き(国土交通省住宅局建築指導課)

等

※ これらは民泊制度ポータルサイト(観光庁)のホームページで御覧いただけます。

【URL】 <http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/regulation.html>